平成３０年（フ）第２３４号
宮城県多賀城市新田字後116番地の１　オリオン101号、従前の住所青森県八戸市新井田西２丁目20番１号　セジュール西平101号室
債務者　河野由紀子（旧姓尾崎）
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４２号
富山市山室185番地１　レジデンス蘭３－Ｆ
債務者　佐野由利子
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野397番地18
債務者　佐藤　美樹
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第６０号
滋賀県彦根市高宮町1009番地６（103号）
債務者　中川ひとみ
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２５２号
神戸市兵庫区駅前通５－１－４－２階、住民票上の住所神戸市兵庫区駅前通５丁目１番３号
債務者　青山　恭三
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８９号
神戸市灘区友田町４丁目１番23―205号
債務者　奥仲　博之
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０４号
神戸市須磨区前池町３丁目３番８号　ウィーズ板宿301、従前の住所神戸市垂水区名谷町字賀市3474番地の１　ドルフサトウ202号
債務者　山下　百合
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０７号
神戸市東灘区深江南町２丁目９番10号　ロイヤルメゾン芦屋Ｖ　403号
債務者　丸山　　剛
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１８号
神戸市中央区磯辺通２丁目２番１―801号
債務者　熊倉　洋平
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０５号
兵庫県西宮市上田西町３番65号
債務者　平山　浩一
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１２号
兵庫県西宮市二見町13番16―404号
債務者　郷　　功子
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１５号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎428
債務者　勝　　隆仙
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２５号
兵庫県尼崎市昭和通４丁目131番地ラヴィーユ1930　1007号
債務者　Ｄ－ａｒｃｈｉｔｅｃｔｓこと　山本　真大
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６０号
広島市西区井口３丁目４番１―903号
債務者　宮本　翔太
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７０号
広島市東区牛田東２丁目11番５―202号
債務者　石田　賢二
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８２号
佐賀市南佐賀１丁目６番28号　アイハウス105
債務者　岡　美智子
１　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９０号
佐賀県神埼市神埼町姉川1577番地２Ｂ－ＩＮマンション102
債務者　佐伯　正夫
１　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９２号
佐賀市金立町大字千布2227番地42
債務者　生田　珠枝
１　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係